

## 平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（厚生労働省関係）のポイント

平成30年1月

## 法改正事項

## ○ 介護支援専門員の登録消除における都道府県知事への裁量権付与

⇒介護支援専門員の登録を受けているものの介護支援専門員証の交付を受けていない者が、業務を行った場合における当該登録の消除について、都道府県知事に裁量権を付与

## ○ 准看護師試験の指定試験機関への事務委託

⇒准看護師試験について、都道府県から指定試験機関への事務委託を可能に

## ○ 原体を製造(輸入)する毒物劇物製造(輸入)業の登録等に関する事務・権限の移譲

⇒毒物・劇物の原体の製造(輸入)を行う製造(輸入)業者の登録や届出等に関する事務・権限を国から都道府県へ移譲

## ○ 措置入院等の費用徴収に係る情報連携

⇒措置入院や児童入所措置等の費用に係る負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務について、個人番号による地方税関係情報との情報連携を可能に

→ 今年の通常国会に提出される予定の「第8次地方分権一括法(仮称)」において措置予定

## 省令・運用通知の改正 ほか

## ○ 放課後児童支援員認定資格研修の実施権者の追加

⇒放課後児童支援員認定資格研修の実施に関する事務・権限について、都道府県だけでなく指定都市も実施可能に

## ○ 放課後児童支援員の要件の緩和

⇒放課後児童支援員の基礎資格等について、一定の実務経験があり、かつ、市町村長が認めたものに対象を拡大

## ○ 家庭的保育事業における食事の提供体制の見直し

⇒自宅で保育を提供している家庭的保育事業者について、自園調理の適用に係る経過措置を延長し、外部搬入が可能な事業者の要件を緩和 など

## 検討の上、必要な措置を講ずるもの

## ○ 放課後児童クラブに関する「従うべき基準」の参酌化

⇒放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数に係る「従うべき基準」について、子どもの安全性の確保等一定の質を担保しつつ地域の実情等を踏まえた柔軟な対応ができるよう、参酌化することについて、地方分権の議論の場において検討・結論(30年度中)

⇒放課後児童支援員の配置について、登録児童数や地域人口が少ない場合又は学校と連携可能な場合等の特例を検討・結論(30年度中)

## ○ 保育所における保育士の配置基準の緩和

⇒保育所の保育士の配置基準について、子どもの年齢の基準日を年度初日の前日から年度途中に変更することにより、年度途中で保育士の配置基準が変わる場合の影響等を調査し、対応を検討・結論(30年度中)

## ○ 保育所の面積基準の緩和

⇒保育所の居室の床面積について、特例が適用される地域の基準の緩和及び当該特例の適用期間の延長について検討・結論(29年度中) など